

平成十八年二月十四日受領
答弁第五一号

内閣衆質一六四第五一号

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の飲酒対人交通事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の飲酒対人交通事故に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の期間において、警察庁、財務省（旧大蔵省）又は経済産業省（旧通商産業省）の職員が酒酔い運転又は酒気帯び運転をして起こした、人（当該職員を除く。）の死亡又は傷害に係る交通事故は、保管されている懲戒処分等に係る文書により確認できる範囲では、警察庁の職員については零件、財務省の職員については二十件、経済産業省の職員については五件である。

このうち、平成十八年二月八日現在、懲戒処分を行った件数は、財務省の職員については十五件、経済産業省の職員については一件であり、懲戒処分を行わなかった件数は、財務省の職員及び経済産業省の職員についてはそれぞれ四件である。なお、財務省の職員に対する懲戒処分について検討中の事案が一件ある。

三及び四について

御指摘の期間において、外務省の国内職員が酒酔い運転又は酒気帯び運転をして起こした、人（当該職員を除く。）の死亡又は傷害に係る交通事故は、保管されている懲戒処分等に係る文書により確認できる

範囲では、平成十七年度に一件である。平成十八年二月八日現在、当該職員に対する懲戒処分について検討中である。